

別記様式

会 議 結 果 報 告 書

令和8年7月7日

会議の名称	志木第二中学校区義務教育学校開校準備委員会（第8回）
開催日時	令和8年5月27日（水）午後3時30分～午後5時15分
開催場所	志木市役所2階 中会議室2-1、2-2
出席委員	柚木委員長、富増副委員長、佐々木委員、青木委員、磯委員、 小暮委員、工藤委員、石井委員、臼田委員 (計9人)
欠席委員	田中委員 (計1人)
説明員職氏名	亀和田主席主幹 三好主幹兼指導主事 (計2人)
議 題	●校章について ●校歌について
結 果	別紙、審議内容の記録のとおり
事務局職員	青木教育政策部長 安彦教育政策部参事兼学校教育課長 大熊学校教育課副課長 亀和田学校教育課主席主幹 三好学校教育課主幹兼指導主事 中山学校教育課主幹兼指導主事

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開会

2 委員長挨拶

3 副委員長の選任

委員からの互選により、決定

副委員長：富増委員

4 会議の公開・非公開及び傍聴について

● 本日の会議について、傍聴希望者がいる旨の報告

● 傍聴の許可

傍聴者 1名

● 各議題における公開・非公開についての確認

（1）校章：公開

（2）校歌：非公開

【校歌を非公開とした理由】

作詞・作曲候補者に関する個人情報を含む内容を協議するため。

5 これまでの経緯について

これまでの開校準備委員会では、名称、校章、校歌、制服・体操服について協議してきたところである。

その中で、名称については、「志木市立志木の森学園」を候補として選定し、令和8年3月の志木市議会において、令和9年4月1日から志木市立志木の森学園を設置する旨の学校設置条例の一部改正が承認された。

校章については、作成の方向性から募集・選定の方法を協議した。

校歌については、作成の方向性を協議した。

制服・体操服については、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえて検討を進めていく予定としていたが、現在は学校におけるワーキンググループの中で検討を進めている。

【以下、質疑応答】

（委員長）

事務局から、これまでの経緯について説明があったが、制服・体操服について、学校のワーキンググループから追加説明はあるか。

（委員）

制服については、中学校1年生相当の7年生から現在の制服を着用する方向で検討を進めている。体操服については、現在の志木第二中学校の体操服を基本として、令和9年度入学の1年生から着用する方向で検討している。

なお、体操服は令和9年4月の開校時に全てを新しい仕様へ切り替えるのではなく、保護者負担への配慮から、一定期間は既存の体操服を使用できるようにするなど、段階的な移行について検討している。

(委員)

以前の協議で、中学校の体操服には小学校低学年向けのサイズがないかもしれないという話があったと思うが、その点は解決しているのか。

(委員)

メーカーへ確認したところ、小学校低学年からサイズ対応可能との回答を得ている。

(委員)

学年カラーについてはどのように考えているのか。

(委員)

現時点では決定しておらず、今後の検討事項としている。

(委員)

制服については、現在の中学校と同様に、中学校1年生相当の7年生から着用するという理解でよいのか。

(委員)

現時点では、その方向で検討している。

【決定事項】

- ・制服・体操服は、当該準備委員会ではなく、従来どおり学校において協議・決定する。
 - ・制服については、中学校1年生相当の第7学年から現在の制服を着用する方向とする。
 - ・体操服については、現在の志木第二中学校の体操服を基本として活用する方向とする。
- なお、開校時の保護者負担に配慮し、段階的な移行を基本として検討を進める。

6 議題

(1) 校章について

事務局から、校章募集要項案、応募用紙案、募集スケジュール案及び選定方法案について説明。

・募集方法

対 象：市内在住・在勤・在学及び志木市に愛着のある方

応募条件：デザインへの思いを記載する欄を設ける。

賞金・賞品はなし

応募デザインは補正・修正を前提とする。

・選定方法（方向性）

応募デザインの中から5作品程度を選定し、必要に応じて補正・修正したうえで、最終候補として1作品を決定する。

・スケジュール案

募集：募集要項案が固まり次第開始、遅くとも7月上旬から

選定：9月上旬より開始

・募集要項案

校名に込められた思いを示す。

応募資格・条件：グラデーション表現不可、著作権・商標権侵害なし

応募方法：持参、郵送、フォーム、児童生徒は学校経由も可

参考として現3校の校章を記載

・選定の流れ

第1次選定：全応募校章デザインから各委員が3作品を選定
協議で10作品を選定

第2次選定：10作品を委員が点数化、上位5作品を選定
必要に応じ補正・修正

最終選定：1作品を協議又は点数化により決定

・選定基準案

- 学校の校章としてふさわしく、住民に受け入れられやすい
- 名称「志木の森学園」と整合性がある
- 学校カラーを連想させない
- カラー・モノクロ双方でイメージを損なわない
- 様々な用途（印刷物、校旗、施設取付など）に適し、煩雑でない

【以下、質疑応答】

（委員）

選定の際は、応募用紙の必要事項である校章デザイン案、その思い、個人情報をもとに選定するのか。

個人情報によって評価が左右される可能性もあるため、校章デザインと作品への思いだけを見て選定した方がよいのではないか。

（事務局）

選定作業は、個人情報は伏せることを考えている。

応募者名や住所などは除き、校章デザイン案とその思いを提示する予定である。以前、名称を選定する際にも、個人情報は伏せて選定した。

応募用紙及びフォームでの応募を予定しているため状況にもよるが、校章デザインの大きさ及び思いを見やすく調整したうえで、選定資料として委員に配布する予定である。

（委員）

募集の周知について、広報しき以外に何か考えているか。

（事務局）

市のホームページに掲載する。

また、志木の森学園の児童生徒については、応募用紙及び応募要項を配布する。広報しきへの掲載については、掲載スケジュールを確認し、検討する。

（委員）

市で利用しているSNSにも掲載してほしい。

(事務局)

志木市の SNS などの活用も検討していく。

(委員)

募集ポスターを作成し、市民が利用する公共施設などに掲示するのはどうか。

(事務局)

募集ポスターを作成することは考えていないが、募集要項及び応募用紙を公共施設に配架することを検討する。

(委員)

広報しきは通常、掲載月の何日前に原稿を提出する必要があるのか。

(事務局)

原則、前々月の中旬が原稿締め切りとなる。

(委員長)

段階的に選定していく提案があったが、選定方法についてはどうか。

(事務局)

参考であるが、学校の名称については100作品の募集があった。

最初に各委員3作品選定いただき、1次選定を21作品とし、2次選定は「柳瀬川（柳瀬）」「志木の森（杜）」「わかこま（若駒）」の3つのキーワードが入るものとして、10作品を選定した。

その後、協議による選定をしたが、最終的には点数化により1作品を選定したところである。

今回も学校の名称の選定方法を参考にしている。

(委員)

「応募作品について、第三者から異議申立て、苦情等があった場合は、費用負担も含め応募者が対応するものとします。」と要項に記載があるが、模倣・盗用等の防止には効果的である一方、この文面を見て応募を躊躇することにはならないか。

(事務局)

他自治体の応募要項も参考に作成している。

(委員)

生成AIを使用して作成した場合の対応はどうするのか。

(委員)

全ての応募作品について、生成AI使用の有無を確認するのは難しい。

万が一、志木市に愛着やゆかりのない方の応募があった場合のことを考えると、この文言を残すことは必要である。

(委員)

選定資料が、個人情報や資格区分を除いたものになるのであれば、事前に事務局で確認することはできないか。在住、在学、在勤などの資格区分の記載がある場合は問題ないが、全国からの募集となった場合は、志木市への愛着やゆかりのない方の応募がないとも言えないのではないか。

決定後にトラブルにならないように配慮していきたい。

(委員)

各委員が3作品を選定後、改めて選定基準に則っているか協議する方が合理的である。3作品を選定する段階では、デザインの見た目、込めた思いのみを重視したい。

(委員長)

ある程度絞られた段階で、改めて事務局が確認していくようにする。

(委員)

最終校章デザイン案に選定された応募者を公表するのか。

校章デザインの説明や込めた思いはよいが、個人名等については公表しなくてよいのではないか。

(委員長)

学校の名称の際は、最終候補者に感謝状を贈呈したが、公表はしていない。

(委員)

公表する必要はないと思うが、一生懸命考えてくれたので、校章デザインの最終候補者には個人的にお知らせしてはどうか。

(事務局)

募集要項に「応募者個別に結果を通知しませんが、校章デザインとして採用された作品の応募者には、後日連絡いたします。」と明記する。

(委員)

名称と違い、それほど多くの応募はないのではないか。

(事務局)

応募数によっては、提示させていただいた選定方法を一部省略することもあり得る。

(委員)

校章デザインは、どの段階で補正修正をするのか。

(事務局)

現時点では、5作品まで選定したものを、事業者に委託し、補正・修正することを予定している。

(委員)

単色、カラーは問わないとあるが、今後、完成した単色の校章をカラーに変更することも出てくるのではないかな。

(事務局)

カラーについては、単色で使用することもあるため、「カラー、単色は問いませんが、カラーの場合、単色で表現してもイメージが損なわれないものとしします。」という文言にした。

単色の校章デザインについては、着色する考えはない。

(委員)

校旗を作成するときに、カラーにする必要があるのではないかな。

単色で応募があったとしても、カラーにすることを了承してほしい。

(委員)

カラーにすることによって、より校章のイメージが明確になることもあるのではないかな。

(委員長)

各校の校章はどうなっているのか。

(委員)

原画は単色であるが、学校の歴史の中で、カラーバージョンが作成されたと考えられる。

(事務局)

カラーのものは、単色で表現してもイメージが損なわれないものとしてもらう。

(委員)

募集要項案に「志木の森学園に込めた思い」が記載されているが、教育目標や目指す児童像など、「志木の森学園のコンセプト」を載せたい。

(委員長)

教育理念や教育目標などのコンセプトを掲載した方が適切である。

(事務局)

応募用紙のスペースを考慮しながら、教育理念やコンセプトを記載する。

(教育長)

募集要項案に記載したとおり、単色、カラーのいずれも応募は可能である。ただし、単色で使用することも考慮しながら選定していく。

(委員)

カラーで応募のあった校章デザイン案については、二次選定時（30作品から10作品の選定）に単色にしたものも提示してほしい。

(委員)

志木の森学園が志木第二小学校、志木第四小学校、志木第二中学校の3校であるということを知らない人もいたので、募集要項にその説明も明記したい。

例えば、「志木第二中学校区 志木の森学園」と書いたらよいのではないか。

(委員長)

令和7年度から学園名を使用しているため「志木の森学園」で統一する。

また、選定過程において、児童生徒が関わる機会を設けることについて、意見をいただきたい。

(委員)

校歌のフレーズの提案であれば、児童生徒への依頼も可能であると考えますが、校章デザインの選定については、選定基準を伝えたり、理解したりすることは難しいと思う。

(委員)

校章の作成に関する児童生徒の関わりについては、校章デザインの応募対象とすることで担保できていると考える。

(事務局)

1つ確認したい。

応募用紙に、志木の森学園のコンセプトを記載する話があったが、学校において作成いただけるか。

(委員)

学校において、記載案を作成する。

(事務局)

本日いただいた意見を募集要項案に反映させ、公募開始前に委員へ共有させていただくことでよいか。

(委員)

変更点も少ないので、その対応でよいと思う。

(事務局)

委員の皆様に共有・確認完了次第、募集を開始させていただく。なお、児童生徒には募集要項と応募用紙を配布し、募集を募ることとする。

【決定事項】

- ・校章は公募により募集する。
- ・募集対象は、市内在住、在勤、在学者及び志木市に愛着のある方とする。
- ・応募作品については、必要に応じて補正・修正を行うことを募集要項に明記する。
- ・選定時には、応募者の個人情報を伏せた状態で選定する。
- ・募集要項には学校コンセプト等を記載する。

- ・ 本日の意見を踏まえ、募集要項案及び応募用紙案を修正し、事前に委員に共有したうえで募集を開始する。
- ・ 選定方法は提示案を基本に、応募件数によっては、今後の委員会で協議する。

(委員長)

議題（２）校歌については、会議冒頭、非公開と決議したことから、傍聴人の退場を命じる。

傍聴人 退場

（２）校歌について

※議題（２）「校歌について」は、志木市情報公開条例８条２号に基づき、協議結果を除き、公表しない。

【協議結果】

以下の点を中心に協議・検討した。

- ① 校歌作成における候補者の選定
- ② 校歌作成にあたっての児童生徒の関わり方

以上